令和5年11月27日開催

新庄市農業委員会第6回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会(令和5年11月)議事録

- 1. 開催日時 令和5年11月27日(月)午前10時
- 2. 開催場所 新庄市民プラザ 小ホール
- 3. 出席委員(15名)

3番 松田 浩一

6番 森 良一

8番 奥山 久

10番 五十嵐 成生

13番 星川 吉和

16番 星川 秀男

19番 髙山 光弥

2番 笹 行也

5番 指村 貞芳

7番 下山 秀一

9番 中鉢 浩

11番 田宮 成彦

15番 三原 幸一

18番 佐藤 喜代志

4. 欠席した委員(4名)

4番 早坂 浩樹

14番 伊藤 和彦

12番 齋藤 謙二

17番星川 豊

5. 議事日程

日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名

日程第 2 議案第 11 号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 3 議案第 12 号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第 4 議案第 13 号 農用地利用集積計画について

日程第 5 報告第 12 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

6. 出席した事務局職員

事務局長 叶内 敏彦

総務主査 鏡 彰広

主 任 八鍬 貴征

7. 総会議長

浅沼 玲子

8. 会議の概要

○議長

それでは、これより令和5年度新庄市農業委員会第6回総会を開催いたします。議事に 入る前に事務局より出席の確認をお願いします。

○事務局長

現在の出席委員は15名です。欠席通告者は、4番早坂浩樹委員、12番齋藤謙二委員、14番伊藤和彦委員、17番星川豊委員の4名です。従いまして、現に在任する委員の出席者が過半数を上回っておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本第6回総会が成立していることをご報告申し上げます。

それでは会長に議長をお願いいたします。

○議長

それではこれより議事に入ります。はじめに、日程第1、議事録署名委員及び会議書記 の指名を行います。慣例により議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に11番田宮成彦委員と15番三原幸一委員の両名にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の鏡彰広さんと八鍬貴征さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

○議長

次に日程第2、議案第11号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。 それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第11号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区2件、稲舟地区1件、計3件ご提案申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から調査の結果について報告をお願いします。 それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○9番

新庄地区1番につきまして、両名に11月20日電話にて確認いたしました。貸人が高齢の為作付けできなくなり、近隣の借人に一部を貸し出すこととなりました。農業機械、設備機具等問題なく、賃貸料も双方合意しており、問題ないと判断しましたので宜しくお願いします。

○議長

続いて、新庄地区2番について調査報告をお願いします。

○2番

新庄地区2番につきまして、11月19日に調査確認いたしました。貸人が体調不良により同じ地区の借人にお願いしたいとのことで話したところ賃貸借となりました。賃貸料ついても双方合意しており、問題ないと判断いたしましたの宜しくお願いします。

○議長

続いて、稲舟地区1番について調査報告をお願いします。

○7番

稲舟地区1番につきまして、11月14日に調査確認いたしました。貸人が以前より体調不良の為、近隣の借人と話したところ、賃貸借となりました。賃貸料についても双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第11号農地法第3条の規定 による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第11号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第3、議案第12号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。 それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第12号、農地法第5条の規定による許可申請について、新庄地区1件ございます。 議案書に基づきご提案申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から調査の結果について報告をお願いします。 それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○16番

新庄地区1番につきまして、11月14日に現地確認いたしました。以前からの案件で 農地転用から建築許可・着工の流れとなっております。問題ないと判断しましたのでよろ しくお願いいたします。

○議長

ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします、議案第12号農地法第5条の規定 による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第12号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第4、議案第13号農用地利用集積計画についてを上程します。

ここで、6番森良一委員が関係委員となっておりますので、農業委員会法等に関する法 律第31条の規定により退席します。

暫時休憩します。

(森 良一委員 退席)

○議長

休憩を解いて再開いたします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第13号、農用地利用集積計画について新庄地区2件、萩野地区2件、八向地区1件、計5件ご提案申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

それではこれより質疑に入ります。ただいま事務局より説明のあった再設定5件について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第13号農用地利用集積計画に

ついては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第13号農用地利用集積計画については、原案のと おり可決、決定されました。

ここで、退席委員の入場を認めます。

暫時休憩します。

(森 良一委員入場 着席)

○議長

休憩を解いて再開いたします。

○議長

それでは報告案件に入ります。

日程第5、報告第12号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程します。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

報告の説明をさせていただきます。

報告第12号農地法第3条の3第1項の規定による届出について新庄地区3件、萩野地区5件、計8件ございます。議案書に基づきご報告申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの報告第12号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第12号農地法第3条の3第1項の規定による届出 については、原案のとおり可決、承認されました。 以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。その他の件について何かございませんか。

<「なし」という者あり>

○議長

ないようですので、これにて新庄市農業委員会第6回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その 次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

令和5年11月27日

新庄市農業委員会

議 長 浅沼 玲子

議事録署名委員 田宮 成彦

議事録署名委員 三原 幸一